

令和2年度 第2回 男女共同参画審議会 書面会議録

- ・日時

令和2年10月2日（金）

- ・委員

川口会長、表副会長、岩木委員、尾瀬委員、上子委員、小西委員、里内委員、長濱委員、西村委員、深澤委員、山根委員、山本委員、米田委員（会長・副会長以下50音順）

- ・事務局

喜多(対話推進部長)、松岡（男女共同参画センター所長）、馬淵（男女共同参画センター総括主査）、生田（男女共同参画センター総括主査）、天寅（男女共同参画センター）

- ・配布資料

資料1 計画体系比較

資料2 第7次計画素案

資料3 意見募集について

説明資料

1. 案件

(1) 男女共同参画計画（第7次計画）素案について

(委員からのご意見)

➤ 【P4～5 世界・国・京都府の動向】

- ・ (1) 世界の動きに、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」についても触れた方がいいのではないか。
- ・ (2) 国の動きに、「202030未達成の情報」や「くるみやえるぼし等認証制度」にも触れた方がいいのではないか。
- ・ (3) 京都府の動きに、「WLB 認証制度」にも触れた方がいいのではないか。
➡計画に追記します。

➤ 【P20 基本目標Ⅲの名称】

- ・ 基本目標Ⅲの名称は「あらゆる分野における女性の活躍」よりも、取組方針7、8も含むものなので、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」の方がいいのではない

か。

女性活躍推進は男女共同参画のためのものなので、一見女性活躍が男女共同参画の上位にくるような表の位置関係に違和感を覚える。

仮に名称を案のままにするとしても、活躍をどうしたいのか、「推進」「支援」「実現」等市としてのアクションを表す言葉をいれる必要があるのではないか。

➡基本目標Ⅲの名称を「Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の推進」に修正します。

➤ 【P21 施策の方向2 2の名称】

- ・ 加害者への包括的支援という言葉に反発を覚える方もいらっしゃるよう思うので、「被害者保護の徹底とその包括的支援・加害者への更正等支援」等に変更してはどうか。

➡「22 被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援」に修正します。

➤ 【P25～26 基本目標Ⅰ 取組方針1「男女平等・男女共同参画意識の浸透」】

男女共同参画センターの相談に SNS での相談や、日頃男女共同参画や男女平等に関し疑問に思っていること、具体的な事例などを集めてはどうか。(情報発信の取り組みが多いと感じるので、市民が常日頃男女共同参画を意識し、不十分な点に気付く取り組みが必要)

➡ご意見を踏まえ今後の啓発の参考にさせていただきます。

➤ 【P27 基本目標Ⅰ 取組方針2「多様性を認め合う意識の醸成」】

- ・ 市独自の申請書やアンケート等性別表記をなくす積極的取り組みが必要。(法令や規則で定められているものは難しいでしょうが)

➡性別表記の見直しについて「取組方針2」に文言を追記します。

なお、性別表記については、「性の多様性に関する職員向けガイドライン」や庁内インフォメーション、男女共同参画計画事業チェックシートを通じ、原則性別表記しないこととして取り組んでいます。

- ・ 性の多様性への理解を深めるために、啓発活動などを行うにあたっては、それが逆に性的マイノリティの方達への差別に繋がらないように十分に気を付ける必要がある。

➡啓発における性的マイノリティの方達への配慮について「取組方針2」に文言を追記します。

➤ 【P30 施策の方向6「学校、保育園、幼稚園など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進」】

- ・ 子どもは生活の様々な場面から物事を吸収し、それらは子どもたちの価値観や意識、

考え方に大きな影響を与えるため、学校、保育園、幼稚園などで男女平等教育・学習の推進するためには、教職員や保育士の言動に気を付けるのはもちろん、日々の学習で使用する教科書にも注意を払う必要がある。

教科書には固定的な性別役割に捉われた表現が多々見受けられる。そのような教科書で勉強を進めていくうちに子どもたちは無意識的に、意図せず、ジェンダーバイアスを刷りこまれてしまう。そのため、数ある教科書会社の中から使用する教科書を選ぶときに、ジェンダーの観点からも検討することは、学校、保育園、幼稚園などで男女平等教育・学習の推進するにあたって、大きな役割を持つ。

➡ご意見について、教育委員会、子育て支援課と情報の共有化を図ります。

➤ 【P33・34 表の順序】

- ・ 表の年次表示について、P33 ジェンダー・ギャップ指数の推移は年次の新しい方から古い方に、P34 校長・教頭等の女性割合は年次の古い方から新しい方になっている。年次の新しい方から古い方に統一してはどうか

➡年次順に表記を揃えます。

➤ 【P42～43 基本目標Ⅲ 取組方針8「仕事と生活の調和」】

- ・ 男性の育休取得に関し、独自に2週間程度の有給休暇の制度はできないか。育休取得者の経験談等を広報に掲載したり、企業への働きかけの活用をする。

➡独自の休暇制度の新設について、現在予定はございません。現行制度では、男性の出産に係る特別休暇（有給）として ①妻の出産休暇3日間（・出産に係る入退院付添い、出産時の付添いなど。・出産に係る入院等の日から、後2週間を経過する日までの間。）②妻の出産に伴う育児休暇5日間（・生まれた子への授乳、上の子の保育所への送迎など。・予定日6週間前の日から、出産後8週間を経過する日までの間。）があります。本特別休暇の取得率向上を目指し情報提供や取得しやすい職場環境の整備を進めます。（事業番号66）

また、男性の育児休暇取得促進に向けた発信としまして、ホームページにおいて男性職員の育児休業体験記を公開し、市民及び事業所への啓発をしています。今後、事業所への働きかけについて、広報紙の活用なども検討させていただきます。

- ・ 家族介護者支援とともに介護離職防止の取り組みの強化
➡介護離職防止の取り組みとして、介護の環境整備（施策番号36）や職場環境づくりおよび理解促進に向けた情報提供、啓発（施策番号39）を推進します。
- ・ テレワークによる負担増への軽減措置、支援
➡テレワークによる仕事と子育て等の両立支援について、現在新たな支援策拡充の予

定はございません。両立支援の取組として、保育サービス及びファミリーサポートセンターの充実（施策番号 34 及び 35）を図ります。

- 【P49 基本目標Ⅳ 取組方針 9「女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発】
 - ・ 性犯罪や性暴力に関する正しい知識についての啓発活動を行うにあたっては、「性的同意」を取ることの重要性を説明することが、性に関する犯罪や暴力を減らすことに繋がるのではないかと。
 - ➡性的同意について「取組方針 9」に文言を追加します。

- 【P50 施策の方向 22「被害者・加害者への包括的支援と被害者保護の徹底】
 - ・ 施策の内容を確認しても、「加害者」への支援内容がどのようなものかわからなかった。被害者への支援と加害者への支援が同じ内容ではないと思うので、加害者への支援はどのように行っていくのかを明確にして頂きたい。
- 【P51 施策番号 48 「加害者更生プログラムについて】
 - ・ 加害者更生プログラムはすでに国または関係機関で作成されたものがあるのか。
 - ・ これを周知するとは実際に対象者に対してするのか、あるいは一般的な周知、啓発をするということか。また京都府との連携とは。
- 【P51 事業番号 82「加害者へのアプローチとは？」】
 - ・ 加害者へのアプローチとは具体的にどのようなことをするのか
 - ➡「施策番号 48 被害者支援の一環として、京都府の加害者のための更生プログラムなどの周知を図ります。」 「事業番号 82 関係機関と連携した被害者への自立支援と加害者への更生支援」に修正します。
 - 加害者支援については、京都府の加害者更生カウンセリングの案内を行います。

- 【P52 事業番号 86「相談体制の周知及びハラスメント研修の実施】
 - ・ 施策番号 50、事業番号 86 について相談体制のみならず、相談・「事後対応」「支援」体制を充実等にした方がいいのではないかと。相談後のフローも充実することを明示されたい。
 - ➡「施策番号 50 相談・支援体制を充実します」に修正します。

- この計画は調査での数字が特に変わらない限り、どの市でも通用するものと考えられ、現代での論点をよく網羅されているが、長岡京市に独特のものはないように見受けられる。勿論、そのようなものはないのかも知れないが、市の計画であれば、当該市の特性或いは特徴に根差した施策があってもいいのかと思う。
 - ➡市の男女共同参画施策の一つとして、男女共同参画の拠点施設として「男女共同参

画センター」及び「男女共同参画フロア“いこ〜る”」を設置しています。当該施設を活用し、本市の男女共同参画を推進する市民団体と共に、男女共同参画の施策を広げていきます。(施策番号 32) また、市内事業所とも情報の共有化を図り、女性の活躍を進めます。(施策番号 29)

- 色々やってみることは大事だが、書面会議は本審議会の方法としてなじまないように感じた。資料に関して説明文書をいただいたものの個人的には正確に読み取れたか不安が残る上、何より他の委員との意見の「交換」が難しい。他市の男女共同参画審議会が ZOOM で開催された話もきく。男女共同参画推進のポイントの一つに時間や場所の制約にとらわれない環境を整備することが挙げられる。本審議会こそ、率先してオンライン会議（オンライン環境の整備が難しい委員のためにハイブリッドの開催を前提とする）の実施を検討していただきたい。
 - ➡ 「ZOOM」などのオンライン会議サイトの需要がコロナ禍以降急速に高まっている状況を受けて、情報システム課では補正予算の要求の準備を進め、オンライン会議を行える端末、カメラ、マイク等の資材を増備するとともに、オンライン会議が行えるネットワークを複数の会議室に敷設予定をしております。そのため、次年度以降の審議会についてはハイブリッドでの開催を検討させていただきます。

2. 報告等

(1) 男女共同参画計画（第7次計画）パブリックコメントについて

(委員からのご意見)

- パブリックコメントを行（っている）うこと自体の周知をしっかりとっていただきたい。具体的に市民はどのように知ることができるのか。
 - ➡ 広報紙 11 月号、ホームページ、公共施設(長岡京市役所市民情報コーナー、長岡京市男女共同参画センター、長岡京市立総合交流センター、長岡京市立多世代交流ふれあいセンター、長岡京市立中央公民館、長岡京市立図書館の行政資料展示コーナー)への配架により周知いたします。

3. その他

(1) 第3回男女共同参画審議会の開催について

令和3年1月27日(水) 13:30～ 長岡京市立産業文化会館 開催

4. 閉会